

令和3年6月4日

保護者 各位
保護者の雇用主 各位
放課後児童クラブ施設 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

登園自粛の協力依頼および保育料の日割りについて（通知）

平素より本市、児童健全育成事業及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

宜野湾市では、政府において「緊急事態宣言」の適用対象地域として本県が指定された事を受けて、令和3年5月23日から家庭保育の協力をお願いしております。しかしながら、沖縄県内における感染拡大が続いており、未だ予断を許さない状況であることから、令和3年6月8日から令和3年6月20日の期間、本市の小学校が臨時休校の措置が決定されました。

本市でも感染者の発生は続いている状況であり、放課後児童クラブ等における感染拡大のリスクを回避するためにも、改めて放課後児童クラブを利用している世帯については下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛のお願い

利用者数を縮小することで、集団感染のリスクを少しでも低下させる必要があります。仕事を休むことが困難な保護者を除き、登園自粛をお願いいたします。

※6月8日（火）から6月19日（土）の期間、家庭保育にご協力いただいた宜野湾市内在住保護者へ保育料の減免を行った施設については、市から施設へ補助を行う予定です。

2. 感染拡大防止策について

①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。

②発熱等が認められる場合は、解熱後（平熱に戻り）24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が罹患した場合

①感染者は治癒するまで登園禁止となります

②感染者が発生した施設は当面の間、臨時休園となります。

※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

①感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります。

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

①登園停止措置はいたしません。が、感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなっております。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

以上